

社会保障の在り方に関する懇談会(第5回)資料

参 考

1. 社会保障の一体的見直しの考え方

(基本的考え方)

- 社会保障の一体的な見直しに当たっては、現に進行している各制度の見直しに向けた進め方との整合性を取りつつ、テーマごとに緩急を付けながら進めていくことにより、このような議論を蓄積していくことによって全体の方向が見えてくる。(石委員、潮谷委員、官房長官)
- 改革のスケジュールに従って見直しを行うとしても、議論の結果、全体のバランスの中から変更することがあってもいいのではないか。(西室委員)
- 各制度個別に見直しを進めた場合、それぞれの保険料の引上げがどれだけ家計や企業に影響するかが全体として分からなくなるため、少なくとも税、保険料といった財源問題はやはり各制度一緒に議論すべきではないか。(笹森委員)
- 各制度の当面の改革を行う際に、年金改革法の中に書き込んであるように、一体的な見直しを行いつつ各制度について必要な見直しを行うということを書き込むことが必要であり、これにより一体的見直しの実施を担保すべきではないか。(西室委員)
- 全体規模を抑制していく中で、個別の制度を一つ一つ見直していく、効率化も図っていくということが必要であるし、そのような総論の議論と各制度の各論の議論との相互作用というものがなければいけない。(財務大臣)
- 年金、介護、医療を一体的に見直すことは重要であり、複数年次を通して全体として整合的で持続可能なものを作っていくことが必要。(経済財政政策担当大臣)
- それぞれの制度で給付と負担があるが、負担に関して言うと、国民から見ると同じ財布であるから、トータルのサービスとトータルの負担がどうなるか考える必要があり、社会保障とマクロ経済との関係の整合性をチェックすることが重要。(経済財政政策担当大臣)

○社会保障制度をめぐる悪循環を断ち切るため、社会保障と税制を含めた一体的見直しによる抜本改革案を提起することが、この「社会保障の在り方に関する懇談会」の歴史的役割である。(笹森委員)

○現在の少子化、高齢化、パート労働者等の非典型雇用が進めば社会保障も社会ももたないので、この状況をそのまま前提とするのではなく、社会保障の在り方を変えることで日本の社会の在り方を変えていくような制度を作り上げることが必要。(笹森委員)

○社会や経済は社会保障だけで決まるわけではなく、社会や経済の変化に伴って社会保障を作っていくという視点がないと、議論が進まないのではないか。(西室委員)

○社会保障においては世代間の不公正の是正が不可欠。(西室委員)

○社会保障・福祉制度の共通基盤として、各制度に共通する個人番号制と個人別勘定を整備することで、制度運営の効率化や公正さを確保し、また国民に対する情報提供によって透明さを高めていくべき。(西室委員)

○社会保障制度においては、サービスの最前線である地方公共団体がその役割を担っていくためには、地方の視点が意識されるべき。(潮谷委員)

○一体的見直しを行う上での留意点として、社会保障はこれまで屋上屋を重ねながら必要に応じて制度化されてきたという歴史があり、非常に分かりにくいものとなっているが、国民から見て分かり易い制度にしていくという視点が必要。(潮谷委員)

(自助・共助・公助)

○我が国の社会保障を考える上で、自助、共助、公助の兼ね合いをどのように考えていくべきか、ナショナルミニマムを確保するため国がどのような役割を果たすべきか十分議論すべき。(潮谷委員)

○目指すべき社会は、家族・企業依存や自己責任に帰するのではなく、公助を下支えとして共助の部分を拡大し、その上で自助の役割を考えたベストミックスにより、社会全体で支え合う福祉社会を追求していくべき。(笹森委員)

○社会保障の前に自ら働いて自らの将来を考えるのが基本であり、その上で共助で補完し、最後の切り所として公助を位置付けるのが適当。(宮島委員)

- 社会保障全体で政府が受け持つ分野と民間又は個人が受け持つ分野をきちんと確立し、自助を前提として民間又は個人で対応できる部分は自ら対応した上で、公助がこれを支えるのが適切。(杉田委員、西室委員)
- 自助と公助との線引きをゼロベースから議論して見直さなければ持続可能な制度が構築できないと考えている。まずは制度横断的な見直しを早急に始めなければいけない。(財務大臣)
- 社会保障はある条件下で必ず公的セクターから付与される権利のようなものと位置付けられた議論が見える中で、自分が備えることを基本とした制度作りが必要。(経済財政政策担当大臣)
- シニア層の社会参画・就労機会の拡大を図り、高齢者が要介護状態や寝たきり状態になることを抑制することで、高齢者向け社会保障給付の抑制が可能。(経済産業大臣)

(社会保障への参画)

- 少子高齢化が進む中、社会保障制度の「空洞化」を防ぎ、揺るぎない「皆年金」、「皆保険」制度を確立し、社会保障を持続可能なものにしていくためには、高齢者雇用を重点的に促進して、高齢者も支え手側に回っていただくような考え方が重要。(笹森委員)
- パート労働者、フリーターといった社会保険の対象にならない非典型雇用が増加する中、社会保障を考える上で適用対象の見直しと雇用改善という視点も欠かせないものになっている。(笹森委員)
- 非典型雇用の増加という経済的な条件の変化の中で、社会保障と経済のどちらを優先させるということではなく、両方が大事であるということを考えるべき。(西室委員)
- 社会保障制度の運営には、労使や保険料拠出者たる被保険者を始め、多くの人が参画し、納得して協力していくような制度作りが求められる。(笹森委員、官房長官)
- 運営には労使の代表や被保険者の代表を参画させることで制度への信頼が得られる。このような仕組みにすることによって、労使や被保険者自らがある程度運営と財政に責任を持ち、保険料は徴収されるものではなく自分から支払うものであるという意識が醸成される。(笹森委員、宮島委員)

(給付と負担の枠組み)

- 社会保障の給付と負担を考える上では、「負担なくして受益なし」ということが最も重要。
(石委員)
- 我が国における給付と負担のあるべき姿について、「3つの福祉レジーム」などを参考にして、市場主導型（アメリカ型）と政府主導型（スウェーデン型）のいずれとも異なる「第三の選択肢」も可能かなどについて探っていくべき。(笹森委員)
- アメリカ型とスウェーデン型の間を目指すにしても、その間の幅の中でどの辺りが良いのかを考える必要がある。(杉田委員)
- 北欧には北欧の良さがあるものの、あまりにも公的部分が大きいと弊害の方が多い。(石委員)
- 北欧の人々が高い負担に耐えているのは、政府に対する信頼感と社会の連帯感によるところが大きいですが、日本にはそのいずれも足りない。(石委員)
- 社会保障の現金給付については、「税込み概念」と「税抜き概念」とをはっきり分けるべきである。スウェーデンがあれほど大きいのは、社会保障現金給付も重い税金を負担するからであり、日本のようにほとんどが非課税になっているものと比較するのはなかなか難しい。(宮島委員)
- 我が国の社会保障制度の給付と負担の現状について、このままの状態では制度が自壊すると思うが、かといって給付を下げれば生活水準の低下につながるため、給付の維持も縮小も困難な状態である。その選択は今後の社会の在り方に関わる大きな問題。(笹森委員)
- 給付が増えれば皆賛成するが、負担には限界があり、両立は厳しい。(杉田委員)
- 規模・機能の拡大した社会保障全体の見直しに当たって重要なことは、社会保障への需要・依存そのものを縮小する政策努力であり、そのためには、保障から自立支援・予防へのシフトが不可欠。健康寿命の延伸とそれに応じた労働寿命の延伸によって、医療・介護・年金需要を縮小するという長期目標を全体にわたって明確にする必要がある。(宮島委員)

- まず改革をしてコストを下げる努力をすることが大事であり、保険料にしても、税にしても、足りないのだから足りない分をまず補うことから始めたらどうかという議論は、絶対採るべきではない。(官房長官)

(潜在的国民負担率)

- 潜在的国民負担率の上限を定めないで、潜在的国民負担率が 65%や 70%となった場合、日本には活力がなくなると考えられるため、限界を考えて望む必要があり、50%というのは一つの目安として頭に置いておくべき。(杉田委員)
- 社会保障制度を持続可能なものにするためには、やはり身の丈に合ったものでなければならない。従来政府が掲げてきたのは、潜在的国民負担率で見て 50%程度にとどめる目標であったが、やはりこれを掲げて全体を抑制していく必要がある。(財務大臣)
- 社会保障をマクロ経済の中できちっと位置付け、国民負担率ができるだけ大きくなならないような形で経済の活力を維持していくという視点が重要。(経済財政政策担当大臣)
- 社会保障制度を支える富を生み出しているのは企業活動であるが、社会保険料負担が重くなると、企業は海外移転や非正規雇用への切替え、雇用の削減といった対応を余儀なくされ、社会保障制度を支える負担者の縮小を招く。その結果、残された負担者の負担はますます重くなるという悪循環に陥り、制度を持続できなくなるおそれがある。(経済産業大臣)
- 企業や家計における社会保障費の負担の増大が経済成長や雇用にマイナスの影響を及ぼす可能性を考慮すれば、長期的に経済の活力や国際競争力を維持し得る水準に公的負担を抑制することが必要であり、潜在的国民負担率についてもこれ以上はないというきちっとした線を打ち出すべき。(経済産業大臣)
- 我が国は世界の中で先進諸国間の競争だけでなく発展途上国との競争もある中で、日本の社会経済が活性化された形で進まなければ国民全体の幸福は確保できない。メルクマールとして潜在的国民負担率 50%を目指すことが必要。そのために、将来の給付水準の圧縮幅については、社会保障以外の歳出も長期的に抑制することを前提として、制度改革をしなかった場合に比べ、現在の厚生労働省の推計に対し、2割程度の圧縮が必要ではないか。(西室委員)

- 年金については、給付水準を更に抑制すると所得代替率は40%を下回ることとなり、老後の所得保障としては疑問が生じる。(笹森委員)
- 国民負担率については先に歯止めが必要で、積み上げていくのは難しいという意見については、そのまま逆のことも言える。(厚生労働大臣)
- 内閣府の調査によれば負担を上げてでも給付水準を維持すべきとの意見が6割を占めており、はじめに潜在的国民負担率ありきではなく、まずは、社会保障のあるべき姿、制度の効率化、各制度間の調整をきちんと議論すべき。(潮谷委員)
- 最近のスウェーデンは、国民負担率は50%を超えるものの失業率は低下しており、産業は安定的に成長しているという姿が見られており、負担率や社会保障を考えていくときの視点としては、こういった点も視野に入れておくべき。(潮谷委員)
- 国民負担率だけで経済成長が規定されるか否か、有意な結果が見られるかについては種々議論がある。(宮島委員)
- 国民負担率が50%を超えることで経済成長率が低下するという考えについては、文献でも否定的なものがあり、根拠はない。「国民負担率先にありき」による社会保障抑制は国民の生活・将来不安を拡大するだけ。(笹森委員)
- 国民負担率という指標の妥当性に関し、国民負担率の分母となる要素費用表示の国民所得には問題がある。(宮島委員)
- 医療保険と介護保険の自己負担は国民負担率に入らないため、自己負担を上げていけば結果的に国民負担率を抑制することは可能であるが、この議論をする際には、自己負担がどれくらいになるのかということも併せて提示することが必要。(宮島委員)

2. 公的年金一元化

(一元化の意義について)

- 制度の利便性、女性の社会進出、ライフスタイルに対する中立性、制度間の公平性などの観点から、将来的にあるべき姿。(潮谷委員他)

(一元化の課題、議論の進め方について)

- 保険制度（被保険者数）の規模が大きいほど、信頼性の高い財政計算の基礎率が得られ、産業構造や就業構造の長期変化による被保険者・受給者バランスの変動が縮小されることなどから、財政の安定性を高めることができる。（宮島委員）
- 職域や地域によって分立する制度間の費用負担平準及び給付水準の格差を是正し、負担・受給関係の公平性を高めることができる。（宮島委員）
- 就業形態等の選択への中立性や制度間移動に伴う諸問題（未納・未加入、受給漏れ等）の是正に寄与する。（宮島委員）
- 単一制度における「規模の経済」や管理・事務手続きの簡素化などから、管理運営及び事務費の効率性を高めることができる。（宮島委員）
- 一元化にあたっては、年金制度における被用者と自営業者等とのさまざまな相違点（高齢（退職）所得リスクの基本的な違い、所得形態及び納付形態の基本的な違い、保険料賦課基準所得の定義の違い）を解消するという条件整備が不可欠。（潮谷委員、宮島委員）
- 徴収に関する公平を確保するため、自営業者の所得捕捉率を高める必要があり、納番制の導入などについて検討する必要がある。（杉田委員、西室委員）
- 自営業者に現行の負担以上の所得比例保険料負担を求めることに賛同を得られるか疑問。（西室委員）
- 一元化によって未納・未加入問題が解消されるという見方に対しては、一定年齢以上の非被用者における未納・過小納付問題は解消されない。また、一定年齢以下の被保険者（所得のある者）については、申請・申告以外にその存在を把握する方法はなく、未加入問題も完全には解消されない。（宮島委員）
- 自営業者の所得捕捉の在り方や専業主婦（第3号被保険者）の年金適用の在り方など、サラリーマンと自営業者の所得捕捉の公平を図るための多くの条件整備が不十分なまままで一元化を図ることは、かえって年金制度の公平性、透明性及び中立性を悪化させるおそれがあり、少子高齢社会及び低成長・グローバル経済における年金制度の持続可能性確保という緊急課題への有効な対応策には必ずしもならない。（宮島委員）

- 一元化に向けては、まずは課題の解決に向けた検討を行うべきであり、いわゆるスウェーデン方式を含む完全な一元化は、具体的な姿を方向性、スキームごとに整理し、メリット・デメリットを国民に示しながら議論を深めた上で、段階的に進めることが現実的。
(石委員、潮谷委員、杉田委員、西室委員、宮島委員)
- 厚生年金、共済年金は、所得水準、給与所得者などの点で類似、共通点があり、この点の一元化は比較的容易と思われる。当面は、閣議決定に従って、まず、被用者職域年金制度の財政単位の一元化、つまり二階部分の厚生年金と共済年金の被用者の間での実現を図るべきであり、併せて一階の基礎年金は、国民年金保険料の収納対策の徹底を図り、国民年金サイドでの一元化に向けた基盤整備が急がれるべき。(石委員、杉田委員、西室委員、宮島委員)
- 一元化に際しては、政府が統一的に管理するという方向が強いが、こうした集権的発想の典型的な統合モデルは、分権及び参画への流れに逆行するものであり、職域あるいは地域が保険者機能を担うなど、ある程度の分立と拠出者・被保険者による運営を容認しつつ、制度間調整によって負担・給付格差を是正するという分権的な一元化の手法を併せて検討すべき。(宮島委員)
- 共済制度は、労使が参加する形で、年金、医療保険、福祉事業を一体的・効率的に運営されているという独自性があるため、年金一元化という観点のみで考えるべきではなく、公務員の職務や身分の特殊性に鑑みて、こうした共済制度の独自性も十分に踏まえて検討していく必要がある。(潮谷委員)
- 自営業者の所得捕捉の徹底は、一元化に向けた基盤整備に必要であるが、納税者番号制度の導入によって捕捉すべき。年金一元化は、社会保障の一体的見直しの中で、厚生年金保険料が15%に上るまでに結論を得るべき。一元化は、被用者年金の一元化(議員年金を含め)、納税者番号制度の導入を前提に自営業者等の所得比例年金の創設、その先に全国民対象の比例年金を展望するなど段階的に進めるべき。(笹森委員)
- 自ら自分に所得を支払いそしてそれを受け取る自営業者のケースにおいて、マッチングすべき情報はなく、番号制度は役に立たないことから、実際には効果は乏しい。(宮島委員、石委員)

(税方式と社会保険方式による基礎年金の在り方について)

- 現在の年金空洞化の問題は、社会保障制度の破綻につながる根本的な問題であり、揺る

ぎない皆年金、皆保険制度の確立は、この空洞化問題の解決抜きでは図れない。そのためには、基礎年金の税方式化が不可欠である。(笹森委員)

○生活保護と基礎年金は役割が違い、税方式になっても、その関係は変わらない。(笹森委員)

○進め方としては、被用者年金をまず一元化し、将来的には1階は消費税を中心とする税方式、2階は所得比例方式とするが、財源の在り方、移行時期などについては、年金制度だけでなく、医療・介護保険制度改革の給付と負担、国・地方財政の状況も踏まえて検討する必要がある。(西室委員)

○税方式に改める理由として未納・未払い問題の解消がしばしば挙げられるが、そのために税方式にするのは本末転倒。(石委員)

○自助・共助・公助の兼ねあいをどう考えるかが大事な視点だと思うが、税方式では生活保護との違いがなくなり、受益と負担の関係が明確でなくなってしまう。(潮谷委員)

○社会保険方式には、給付と負担の関係が明確となり、被保険者の参加意識・権利意識・自主自立の精神が確保できるというメリットがあり、主要国における年金制度も社会保険方式が一般的。(潮谷委員)

○消費税の税率引き上げで賄うとしても、保険料の全廃とその消費税へのシフトによる税率引上げは、国民的な感覚として容易に受け入れられるとも思えない。(石委員)

○安易に全額公費負担方式を導入することは、負担しない者へも給付を行うこととなり、却って不公平感を増すことになるし、税の種類によっては、さらに不公平感が出てくる可能性があり、慎重な検討が必要。(潮谷委員)

○一元化の類型として経済財政諮問会議の民間議員が提案している各類型(「所得比例一元化」「すべてに定額年金」「基礎年金の負担の一元化」)については、対象者の範囲、水準、財源等でそれぞれに一朝一夕な問題があり、導入する場合には問題解決に向けた国民的な合意が必要。(西室委員)

○全額税財源で最低保障年金の組み合わせという制度になれば、非被用者が事業所得等の過小申告によって税・保険料負担を回避しつつ、低所得者(所得比例年金低額者)として最低保障年金を満額受給するという二重の不公平を招くため、所得把握の違いが負

担・受給の公平性を大きく損なうことになる。(宮島委員)

○保険料の徴収は、社会保険庁の改革と合わせ、旧来のシステムに戻し地方自治体にゆだね国民健康保険料と一緒に徴収する制度に改めるべき。(石委員)

○一元化の対象税目・機関は、国民年金被保険者を主としてカバーする地方住民税であり、地方税務当局との連携・協力が不可欠。(宮島委員)

○一元化の進め方として、現在、国民年金の第1号被保険者となっている中小零細事業所等で働く雇用労働者、パート労働者などの非正規労働者について、なるべく厚生年金への適用を図ることが望ましい。(石委員、笹森委員)

(関連する課題について)

○被用者年金の改革にあたり、達成すべき目標を保険料固定か給付固定かのどちらかにしないと、制度設計にそもそも無理が生じる。我が国の現状においては、ある一定の水準に保険料を固定させることを目標にし、将来の給付はその範囲内で、経済成長や人口変動などを勘案して決めるべき。(石委員)

○多くの国で、私的セクターにおいて個人年金を積極的に活用し、公的年金の負担を軽くしようとする動きが見られる。とりわけ中高所得層が自ら自分の将来に備える動機を政府が支援する政策は、今後公的年金給付が引き下げざるを得ないゆえにこれから重要。(石委員)

○少子化社会へ対応するため、高齢者中心となっている社会保障給付を次世代育成にシフトすべきという観点からは、例えば、一定以上の高所得高齢者に対しては基礎年金の支給を制限するといったことなども考えられるのではないか。(潮谷委員)

○専業主婦(第3号被保険者)の年金適用の問題など、女性と年金を巡る問題の多くは、M字カーブといった我が国の就業の基本構造、育児・介護や家事における男女共同参画などが密接に関連している。子育て支援サービスの充実や、女性が就労しやすい職場環境づくりや就労機会・賃金・処遇等の男女格差の解消などに引き続き取り組むべき。(潮谷委員)

○医療保険改革の構想においては、保険者機能の強化という観点から、都道府県単位での保険者の再編成が議論されていることに留意すべき。人口規模、少子高齢化、家族形態・

規模、居住環境、産業構造、生計費・賃金水準等における地域格差を考慮すれば、三位一体改革において、社会サービスだけでなく、社会保険における地方の役割を再検討する必要がある。（宮島委員）

- 年金の給付水準は欧米所得と比較してちょっと高いのではないか。政府の改革案を若干プラスαした程度に映るかもしれないが、大体欧米でも現役時代の所得に対して、公的部分が受け持つのは4割程度で、残り2割か1割を個人若しくは民間の保険額でプラスして、大体6割ぐらいで生活している。政府案の50%を保障するというのは高いと思うが、まして連合の55%は高い。上段の報酬比例を含め、大体20万ぐらいが公的な年金として保障され、それに民間保険や企業年金で老後の生活に備えるのが適当である。少子化の克服が難しいとしても、制度の維持を考えないと、将来の世代は加入しなくなる。（杉田委員）

（資産課税）

- 資産課税については、遺産に対する課税の問題も含め、検討する必要がある。（西室委員）

（社会保障分野の産業政策）

- 産業としての医療、福祉の発展を図ることが大変重要であり、こうした産業政策的視点も加味して議論をすることも必要。（経済産業大臣）
- 民間活力を最大限活用することにより、健康・福祉関連産業の発展・高度化を図り、国民の一層の健康を促進することで、公的負担・給付の抑制、医療・福祉の質の向上を同時に達成すべき。（経済産業大臣）

（社会保障と地方）

- 医療保険においては、地域保険の広域化を考えるだけでなく、国を保険者とすることも含めて考えるべき。（総務大臣）
- 国民健康保険の老人医療費拠出金、介護保険納付金の国庫負担については、見直すべきではない。（総務大臣）

3. 介護保険

(給付の重点化・効率化)

- 介護保険制度は、制度発足から5年目の見直しの年を来年に迎えるところであり、介護の社会化の意味を問い直し、個人で対応しがたい部分を社会全体で支える基本的哲学を構築する意味で非常に重要。制度の見直しのスケジュールについては、来年の見直しは「待ったなし」であり、できるだけ早期に改革を実施すべき。(石委員、潮谷委員)
- 介護保険制度の見直しを先送りにせず、在宅サービスと施設サービスの間のアンバランスや年金との重複といった課題を少しでも早く解決することが、制度に対する信頼につながる。(財務大臣)
- 見直しにあたっての基本的な考え方としては、予防重視型システムへの転換や年金、医療との分担・連携を進めることにより、給付を効率化、重点化し、持続可能なものを目指すことが重要。(潮谷委員、宮島委員)
- 社会保障と福祉をきちんと整理して、自分や家族の老後に対する個人の責任を中心としたシステム作りを行うなど、増大する給付に歯止めをかける仕組みが必要。(石委員、杉田委員、西室委員、財務大臣)
- 介護保険制度はオールマイティーではなく、ニーズが多様化する中で、すべて公助が行うのではなく、重層的に社会全体で支えていくことが求められている。(潮谷委員)
- ホテルコストの見直しは待ったなしであり、ヨーロッパのように施設の食費、居住費用は自己負担であることを確立する必要がある。(杉田委員、西室委員)
- 介護保険の自己負担割合については、介護全部を公の財源で賄うのではなく、負担部分には制限があってしかるべき。(西室委員)
- 介護サービスは個人に帰着する割合が非常に大きい公共サービスであること等から、現在の自己負担1割を見直すべきであり、まさにそういったことを議論するために、この懇談会で一体的な見直しの議論を行っている。(石委員、西室委員)
- 見直しに当たっての基本的な方針としては負担の伸びを極力抑制し、給付については思い切った集中と選択を行うべき。給付の伸びについて明確な目標を設定する必要があり、また、居住費や食費、自己負担割合などについて更に効率化を行う余地がある。(経済財政政策担当大臣)

○介護の現場では本来できない医療行為が日常化しているなどの問題が指摘されており、こういった点についても考えて、費用の問題を検討すべき。(笹森委員)

(被保険者・受給者の範囲)

○若年層まで負担を拡大すれば、負担させた分の給付サービスを抑えるわけにはいかず、やがてはコストの負担分を上回る給付の拡大にはね返る恐れがある。(石委員)

○若年層まで対象範囲を拡大するとしても、学生などの若者が障害を負った場合の給付は、高齢者の場合と異なって、保険というシステムで介護のリスクに備えるという発想は採りづらく、国民障害保険というようなものに制度が変質するのではないか。(石委員、杉田委員)

○若者は、介護の必要な老齢期のことまで実感が湧かず、国民年金と同様に保険料未納の問題が起きかねない。(杉田委員)

○障害との統合については、支援費制度が発足してから１年半しか経っておらず、制度に関するデータなど、もう少し実績と内容について精査した上で考えるべき。(西室委員)

○給付者の対象年齢を現時点では拡大すべきではなく、徹底した給付の効率化をまず考えるべき。(経済財政政策担当大臣)

○被保険者と受給者の拡大は、財政問題だけでなく、今後の高齢者、それから障害者に対しての介護を社会全体でどのように支えていくのかという問題であり、年齢、障害、疾病の種類を問わず、介護を必要とする人を国民全体で支えていく、というユニバーサルな仕組みに変えていくことが望ましいのではないか。(潮谷委員)

○現在のところは介護保険部会でも意見がまとまっていない状況だが、拡大の方向性については賛成。(笹森委員)

○今後の介護保険について、高齢者のみを念頭におくのか、若年途中で介護が必要になった者も考えるのか、是非一体的な見直しの中で議論すべき。(厚生労働大臣)

４．介護保険制度に関連する医療制度、中央社会保険医療協議会の在り方

(介護保険制度に関連する医療制度)

- 介護保険制度の改革に伴い、介護保険との整合性、役割分担、連携という観点から、医療保険においても是非所要の見直しを検討すべき。(財務大臣)
- 医療費の抑制はまず健康づくりからという視点が大事であり、健康づくりを早い段階から取り組んでいくことが必要であると思う。(潮谷委員)
- すでに現場の中では取り組まれ始めているかかりつけ医制度や訪問看護の普及、連携バスによる病診連携、病病連携といった医療機関の機能分担の促進等をきちんと制度に載せ、介護と医療の分担と連携による社会的入院の解消を進めることが必要ではないか。(潮谷委員)
- 国保の再編統合については、介護保険や健康づくり、老人保健事業等を実施している市町村と、国保を実施する主体を分離することについては、トータルマネジメントの観点や地方分権の観点で、慎重に論議をすることが必要ではないかと思う。(潮谷委員)
- 国保における都道府県負担の導入については、現行制度を変えて国と地方の役割分担をどう進めていくのか、また、医療保険改革の全体像との整合性が見えず、単なる負担転嫁ではないか。(潮谷委員)
- 国保は、被用者保険より高齢者の割合が高く、低所得者層が比率として高いという構造的な問題を含んでおり、被用者保険との一元化についてきちんと議論する必要があるのではないかと思う。(潮谷委員)
- 医療制度が破綻しないようにするには抜本的な改革が必要である。現行制度は患者が自分の意志で治療法を選ぶ自由を制限するとともに、病院の選択肢も狭めており、政府と民間の役割分担の中で混合診療を認めるような 180 度転換した発想も必要である。(杉田委員)

(中央社会保険医療協議会の在り方)

- 現在の中医協については、様々な問題あるところであり、国民の疑いの目を晴らし、信頼を確保するためには、抜本的な改革に向けた取組が必要。この点について現在検討されている改革案はまだ不十分。(全委員)

- 医師会中心となっている人選が問題であり、例えば現在の三者構成を採る場合でも当事者を外すような構成にするとか、思い切って構成メンバーを全て入れ替えるぐらいの改革に取り組む必要がある。(石委員、笹森委員、西室委員)
- 中医協の在り方について、中医協自らが自己点検と改善策を議論し、特に専門的な事項について具体的な提言を行うことは当然である。しかし、中医協の任務、委員の構成、審議の透明性の確保等、基本的な在り方については、当事者の内部評価ではなく、第三者による外部評価が必要。(宮島委員)
- 診療報酬は専門的な内容であり、専門家が論議することが必要。その際には透明性をしっかりと確保することが必要であり、国民の視点を踏まえ議論しながら、幅広く意見を聞く場を設けるべき。(潮谷委員)
- 先の中医協で決まった当面の改善策にとどまらず、中医協とは別の第三者的機関の場でも検討すべき。(笹森委員)
- こういった改革案については、当事者である中医協が在り方を検討するのではなく、第三者の目で改善策を検討してもらうことが必要。また、18年に予定されている医療制度改革を待つことなく、早急に対処すべき。(経済財政政策担当大臣)
- 国民の納得を得るため、第三者的な検討が望ましい。経済財政諮問会議等、他の会議との連携を強化すべき。(西室委員)

5. 生活保護

- 生活保護制度は、資産、能力等の全てを活用してなお必要な場合に最後に支援する制度であるが、現在、多問題家族の増加やそれに対応するための経験豊かな職員の不足などの問題があり、きめ細やかな自立支援を行うためには、専門職員の人材育成が必要不可欠。担当者一人当たりの業務量の見直しも含めて、今後の生活保護の在り方については、「きめ細やかさ」が必要。(潮谷委員)
- 生活保護における問題の1つとして、保護率の地域格差が最大で10倍に上っていることがある。これについては、地域経済の問題、カルチャーや家族の問題だけでは説明がつかなく、制度に構造的な欠陥があるのではないか。(石委員)
- 失業率も考えて、各自治体で本当に適正な運営がなされているのか、実施主体としての

地方の負担、責任を考えて運用の適正化を図る必要がある。(石委員、西室委員、宮島委員、厚生労働大臣)

○三位一体に関連して、国庫負担率を引き下げる提案について、国庫負担率は国の責任の重さと比例するものであり、現在のように生活保護の給付水準、制度設計は国が行い、地方の裁量権の拡大がないまま引き下げることにについて、地方として到底賛成できない。(潮谷委員)

○被保護者の実状に応じた自立支援プログラムの導入に係る検討については、被保護者の自立の促進を目指していることは理解できるが実効性があるかどうかについては今後検証する必要がある。(潮谷委員、西室委員)

○「就労・自立支援」の強化は方向性としてはよいが、「画一的な支援プログラム」を盾にして、保護を打ち切るための手段の一つとして使われるのではないか。専門職員の充実できめ細かな対応が必要。(笹森委員)

○年金との関係については、その目的、給付基準、給付内容が大きく異なっており、両者の役割の違いについてきちんと理解する必要がある。(笹森委員)

○年金の社会保険料方式がうまくいかなっている状態では、基礎年金については、老後生活を保障する水準として設定した基準に基づいて、税方式に移行せざるを得ない。(笹森委員)

○給付額については、保険料を支払ってきた年金の方が高くしてしかるべきだが、実際にはかなり接近しており、ケースによっては年金の方が低いことから、生活保護を身の丈に合った形に見直す方向で議論すべき。(石委員)

○老齢加算の廃止に加えて、母子加算の廃止が検討されているが、母子家庭は働けないというのが実態であり、自立支援の効果が検証されないうちに廃止されるのは問題。(笹森委員)

6. 少子化対策

○少子化の急速な進展が、社会保障制度をはじめ我が国の経済・社会に及ぼしていく影響は、大変に大きなものであり、少子化の流れを変えるための社会環境をどう作るかは重要な課題。(笹森委員、潮谷委員)

- 社会保障制度にとっても、例えば、年金問題の解決には、少子化の克服、雇用や経済の回復が不可欠であり、北欧のように少子化を克服した例なども参考にしながら、次世代を見据えた形での社会保障の構築はどうあるべきか考える必要がある。(杉田委員)
- 少子化対策は今までもやってきているが、検証も必要。(西室委員)
- 少子化対策については、保育だけの対応では限界がある。育児休業も含めて対応策を講じていく必要。(厚生労働大臣)
- 日本は、現在、働き続けながら子どもを生み育てることが難しい社会となっている。原因は、女性のキャリアパスが阻害されている点にある。(石委員)
- 公的セクターだけでは少子化対策はできない以上、女性の出産後の職場復帰の道筋といった雇用、就労問題にきちんと対応するとともに、夫婦で子育てすることが必要。(石委員)
- 企業が次世代育成支援対策推進法に沿って職場環境の整備を進めることが重要であり、出産・育児後の女性の職場復帰の道筋を付けるなど、安心して産み育てられる職場とすべき。(潮谷委員)
- 少子化の流れを変える次世代育成支援政策の効果の発現には長い懐妊期間が必要であること、また、議論・対策メニューは出尽くしていることから、今や、民間・公共部門のすべてを挙げて直ちに集中的に少子化対策に取り組むことが必要。(宮島委員)
- 女性就業率の高い国ほど出生率が高いという指摘もあり、社会保障の在り方として子どもを生み育てやすい環境にどう作り変えるかが非常に大切。(笹森委員)
- この問題は、企業の生産活動にも深く関わる問題であるとの認識を持って議論すべき。(潮谷委員)
- システムの問題と合わせて、子どもを産み育てていくことが社会的に価値あり充実感を得られ、生きがいを持てるような意識改革も図るべき。(財務大臣)
- 企業として取り組むべき施策という観点からは、①仕事・家庭の両立、企業の意識改革と、②制度の整備の2つがある。前者については、性別による役割分担という意識を経

営者がリーダーシップをもって改善すべきであり、後者は育児休業や短時間労働の整備など。また、社会全体の取組としては、保育サービスを重点化すべき。また、現在は事前の規制が主だが、事後的なチェックの形で効果を検証することが必要。(西室委員)

○現在、企業については、従業員301人以上の場合にのみ、次世代支援法に基づく行動計画の作成が義務付けられているが、地方にはそのような大きな企業はなく、都会型の発想となっている。中小企業の多い地方にもいきわたるような施策が必要。(笹森委員、潮谷委員)

○少子化対策に危機感を持って取り組むならば、経済的負担の軽減、あるいは育児休業中の所得保障の在り方を考えるべき。地方では「育児基金」の創設や「地域子育て宝くじ」といった育児を社会的に支えるアイデアが出ており、これを踏まえ、育児を社会的に支える仕組みやその財源の在り方を真剣に議論すべき。(潮谷委員)

○子育て世帯とDINKS世帯や高齢者との可処分所得の不公平感の解消などについても議論していくべき。(潮谷委員)

○現在の社会保障の配分は、高齢者が70%、子どもが3%となっているなど高齢化対策にウエイトが置かれすぎており、もっと少子化対策にお金をかけるべき。(石委員、潮谷委員)

○社会保障に対する依存を減らさなければ、教育問題や子育て問題といったところに資源を割けなくなる。(宮島委員)

○少子化が進行する中で、制度の維持を考えないと信頼が失われるが、後世代の犠牲による維持は避けるべき。過度に高い給付はかえって国民に不安感を与える。(杉田委員)

○社会保障制度を考えた場合に、少子化対策にウエイトをかけて、それに期待するようなことを考えてしまうと、結果を考えたときには、将来の姿がどうなるかについて、非常に楽観的な絵姿しか出ない可能性があるので、バランスを考えるべき。(西室委員)

○企業が国際競争の中で、従来のように十分な福利厚生が用意できなくなったため育児とか、雇用といった若年層向けの社会保障も必要になってきている。これは、高齢者のための社会保障という認識を変えてもらう良い機会であり、給付を受けるのが高齢者で負担するのが若年者という固定観念を変えて、若年層のための社会保障でもあるというメッセージを打ち出していく必要がある。(宮島委員)

○少子化対策として税制、特に所得税の活用にしばしば大きな期待が寄せられる。政府税調でも今後の所得税の抜本改革のあり、現行の扶養控除を所得控除から税額控除に改め拡充することを検討したいと考えている。これは所得水準と関係なく、子育てのためより効率的な支援を税制上受けられるように改革するという狙いを持っている。しかしながら、いうまでもなく所得税の課税最低限以下の低所得者には、優遇措置を講じても何の恩恵も及ばないなど子育て支援のための税制の活用には限界がある。いうまでもなく所得税の課税最低限以下の低所得者には、優遇措置を講じても何の恩恵も及ばぬことを認めねばならない。真の少子化対策は、税制以外の手段（たとえば、歳出面や就業上の制度変更など）に依存している。いずれにしろこの分野で、税制活用に過大な期待をかけるのは誤り。（石委員）

○少子化に伴う人口減問題は、今後の日本経済の将来を左右する最大の問題と考える。社会保障のみならず、国、地方の税制はもとより、日本のすべての業界への需要を左右する問題であるという認識が必要。そう考えると、その対策は、社会保障政策の枠内では不十分で、歳出全体の配分見直し、税制全体の見直しが必要となる。（杉田委員）